※記入例

緑地設置計画概要(中高層住宅)

緑化完了確認年月日		年　月　日		
事業区域	地番	船橋市本町〇丁目△△番地□□他		
	用途地域	第一種住居地域		
	土地の地目	現況　宅地　（謄本　畑、山林　）		
	事業区域面積	3,358.65 ㎡　（別添実測図どおり）		
	宅地または敷地面積	3,280.95 ㎡　（別添実測図どおり）		
緑地計画	基準緑地面積	529.55 ㎡	基準緑化率	16.14%
	計画緑地面積	536.27 ㎡	計画緑化率	16.34%
	植栽樹木 高木	50 本　（うち景観木5本）		
	植栽樹木 中木	124 本		
	植栽樹木 低木	1,200 本		
	植栽樹木 計	1,374 本		
	施設緑地 基準緑地面積	㎡　（　　%）		
	施設緑地 計画緑地面積	㎡　（　　%）		
	施設緑地 算出方法等			
事業概要	事業の目的	共同住宅		
	計画戸数・人口	200 世帯		
	建築の構造	ＲＣ構造　地上7階		

右ページの各樹木の合計と同じ数値が入ります。

注）緑化率の算定は、緑化面積／宅地又は敷地面積とする。

（緑地面積の算出方法等）

１．緑地面積：　容積対象延床べ面積：6,052.09㎡

基　準　値＝6,052.09㎡÷80×7=529.5578≒529.55㎡

※緑地面積及び緑化率は、小数点以下3桁目を切り捨て、小数点以下2桁目までの表示とする。

２．植栽樹木数：

（必要高木本数）：529.55㎡÷10㎡× 2本＝105.91　→　106本

（必要低木本数）：529.55㎡÷10㎡× 30本＝1,588.65　→　1,589本

※樹木の基準本数については、小数点以下を繰り上げ、整数とする。

※高木1本を中木2本又は低木15本と同等数量とみなすことができます。

※景観木1本を高木5本と同等数量とみなすことができます。

連絡先	(株)△△設計　担当者　〇〇〇〇　電話 123-456-9999 ※書類作成者の連絡先等の記入をお願いいたします。

（ ）は景観木本数

植栽樹種名	高木（本）	中木（本）	低木（本）
ｿﾒｲﾖｼﾉ･ｻｸﾗ	5(5)		
ｱﾗｶｼ	20		
ｹﾔｷ	20		
ﾂﾊﾞｷ		62	
ﾋｲﾗｷﾞ		62	
ｲﾁｮｳ	5		
ﾋﾗﾄﾞﾂﾂｼﾞ			600
ｼｬﾘﾝﾊﾞｲ			600
計	50(5)	124	1,200

（施設緑地）

主な樹種等	本数（本）	保全の方法等（保存・移植・補植の別等）

備考	※本見本は、「船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例及び同条例施行規則」に基づく緑地確保基準を使用しております。「船橋市環境共生まちづくり条例」適用時は、緑地確保基準が異なりますので、ご注意願います。

緑地設置計画概要（中高層住宅）※用途地域またがりタイプ

※記入例

緑化完了確認年月日		年　月　日		
事業区域	地番	船橋市本町〇丁目△△番地□□他		
	用途地域	第一種住居地域、近隣商業地域		
	土地の地目	現況　宅地　（謄本　畑、山林　）		
	事業区域面積	3,358.65 ㎡　（別添実測図どおり）		
	宅地または敷地面積	3,280.95 ㎡　（別添実測図どおり）		
緑地計画	基準緑地面積	388.68 ㎡	基準緑化率	11.84%
	計画緑地面積	390.03 ㎡	計画緑化率	11.88%
	植栽樹木　高木	5　本　（うち景観木5本）		
	植栽樹木　中木	120　本		
	植栽樹木　低木	1,100　本		
	植栽樹木　計	1,225　本		
	施設緑地　基準緑地面積	㎡　（　　%）		
	施設緑地　計画緑地面積	㎡　（　　%）		
	施設緑地　算出方法等			
事業概要	事業の目的	共同住宅		
	計画戸数・人口	200 世帯		
	建築の構造	ＲＣ構造　地上7階		

右ページの各樹木の合計と同じ数値が入ります。

注）緑化率の算定は、緑化面積／宅地又は敷地面積とする。

（緑地面積の算出方法等）

１．緑地面積：　容積対象延床べ面積：6,052.09㎡

第一種住居地域：1,244.37㎡、近隣商業地域：2,036.58㎡

基　準　値＝｛(1,244.37㎡/3,280.95㎡)×6,052.09㎡÷80×7｝

＋｛(2,036.58㎡/3,280.95㎡)×6,052.09㎡÷80×4｝=388.681≒388.68㎡

※緑地面積及び緑化率は、小数点以下3桁目を切り捨て、小数点以下2桁目までの表示とする。

※用途地域がまたがる場合は、用途地域別敷地求積図が必要になります。（三斜求積もしくは座標求積）

２．植栽樹木数：

（必要高木本数）：388.68㎡÷10㎡× 2本＝77.736　→　78本

（必要低木本数）：388.68㎡÷10㎡× 30本＝1,166.04　→　1,167本

※樹木の基準本数については、小数点以下を繰り上げ、整数とする。

※高木1本を中木2本又は低木15本と同等数量とみなすことができます。

※景観木1本を高木5本と同等数量とみなすことができます。

連絡先	（株）△△設計　担当者　〇〇〇〇　電話 123-456-9999 ※書類作成者の連絡先等の記入をお願いいたします。

（　）は景観木本数

植栽樹種名	高木（本）	中木（本）	低木（本）
ｿﾒｲﾖｼﾉ･ｻｸﾗ	5(5)		
ｱﾗｶｼ			
ｹﾔｷ			
ﾂﾊﾞｷ		60	
ﾋｲﾗｷﾞ			
ｲﾁｮｳ		60	
ﾋﾗﾄﾞﾂﾂｼﾞ			500
ｼｬﾘﾝﾊﾞｲ			600
計	5(5)	120	1,100

（　施　設　緑　地　）

主な樹種等	本数（本）	保全の方法等（保存・移植・補植の別等）

備考

※本見本は、「船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例及び同条例施行規則」に基づく緑地確保基準を使用しております。「船橋市環境共生まちづくり条例」適用時は、緑地確保基準が異なりますので、ご注意願います。